

納入場所（下記の金融機関の本・支店並びにゆうちょ銀行及び郵便局で納入できます。）
 （前橋市指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関）

群馬銀行（本・支店）	桐生信用金庫（本・支店）
しのめ信用金庫（本・支店）	アイオー信用金庫（本・支店）
東和銀行（本・支店）	利根郡信用金庫（本・支店）
みずほ銀行（本・支店）	北群馬信用金庫（本・支店）
三井住友銀行（本・支店）	あかぎ信用組合（本・支店）
りそな銀行（本・支店）	ぐんまみらい信用組合（本・支店）
足利銀行（本・支店）	横浜幸銀信用組合（本・支店）
横浜銀行（本・支店）	中央労働金庫（本・支店）
第四北越銀行（本・支店）	前橋市農業協同組合（本所・支所・出張所）
みずほ信託銀行（本・支店）	
栃木銀行（本・支店）	（その他）
大光銀行（本・支店）	前橋市役所収納課
高崎信用金庫（本・支店）	各支所・各市民サービスセンター
	（金融機関名称は令和5年4月現在）

○金融機関では、金額訂正された納入書は扱えませんので、書き損じの場合は必ず予備の納入書に書き替えて使用してください。

また、前橋市ホームページ(<http://www.city.maebashi.gunma.jp/>)の「申請書ダウンロード」ページからダウンロードして使用することもできます。なお、ホームページからダウンロードして印刷した納入書は、ゆうちょ銀行及び郵便局ではご利用できません。

○関東各都県及び山梨県以外のゆうちょ銀行又は郵便局にて、初めて納入される場合は、「特別徴収のしおり」11ページの「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」を使用してください。

○ペイジーでの納入を希望される場合は、市民税課特別徴収係[直通027-898-6208]まで連絡してください。

○前橋市指定の納入場所以外で納入される場合、手数料がかかることがあります。

◎市民税・県民税の納期限一覧

期別		納期限
普通徴収	1期	6月末日
	2期	8月末日
	3期	10月末日
	4期	翌年1月末日
特別徴収	6月～翌年5月(毎月)	翌月10日

※納期限が、市の休日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日等)に当たるときは、その休日の翌日を納期限とします。